

知っておきたい保険のはなし

猫劇場

～ 注意？ 社会保障2つの変更編 ～

じゅじゅ
寿寿
しっかり者の
お姉さん猫



はっぱ
わがまま、
気まぐれな
妹猫

知っておいたら役に立つ保険の知識。でも、難しくてよく分からない…。そんな保険のおはなしを、寿寿とはっぱが分かりやすく解説します。

監修／アストのほけん



今日は、ちょっと難しいお話をするわよ。
去年の8月から、社会保障に2つの変更があったの。



変更…？ いい変更？ 悪い変更？ そもそも、何が変わったの？



一つ目はね、『高額医療費制度』。



あ、知ってる。ひと月に払う医療費が高くなった場合、所得に応じて決められた上限額までを負担すればいいってやつよね。例えば、ひと月に100万円とか医療費がかかっちゃっても、実際は80,100円までの負担で大丈夫！ とか。



そう、よく覚えてたわね♪

今回、70歳以上の高額医療費の上限額が変更になったの。所得が145万円以上の外来の場合、44,400円→57,600円に。住民税非課税の方を除く所得145万円未満の外来の場合、12,000円→14,000円。外来＆入院の場合は44,400円→57,600円。



ん、なんか数字いっぱい難しいけど…。家計の主婦的な目で見ると、実負担が増えちゃう？！ って場合もありそうにや。まあ…あたち主婦じゃないけど。
んで、もう1つはなあに？



もう一つは、『高額介護サービス費』。



あ、さっきのと似たような感じのやつよね？ 公的介護保険でサービスを使って、ひと月の負担額が高くなった場合、所得に応じて決められた上限以上のお金は、払った分を払い戻してもらえてるってやつ。これも上限金額が上がるの？



そうなの。はっぱ、鋭いじゃない。世帯のどなたかが市町村民税を課税されている場合は、上限金額が37,200円→44,400円になったの。ただし、同じ世帯のすべての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯の年間の上限額は446,400円で今までと同じよ。(37,200円×12ヶ月)



んー…。老後の医療費や介護費の自己負担、結構増えちゃうんじゃない？ 確かに少子高齢化！ 医療費高騰！ ってよく聞くは聞くけど。



そうね。国として、保障がしてもらえるこの制度は本当に素晴らしいものだけれど…。実際の生活を考えた時、ちょっと足りない場合も多そうね。



民間の保険で、自分でも用意することを考えた方がいいかもね。ただし!!! 民間の医療・介護保険は、内容がほんとに色々なの。しっかりと内容のものを選ぶのが重要よ!! あたちはしっかり備えて老後を悠々自適に、遊びまわって過ごしてやるんだからっ!!
みんなも! そうやって老後を過ごしたいと思わない?